

『改正民法』が 企業の契約実務に与える影響

《開催要領》

- 日 時● 2017年 10月24日(火) 13:00~17:00
- 会 場● 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

講師 シティ法律事務所 パートナー弁護士 古谷 誠 氏

講師紹介
2001年司法試験合格、2003年度慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程民法学専攻修了(修士(法学))。2004年弁護士登録、森・濱田松本法律事務所入所。2012年カリフォルニア大学バークレー校ロースクール卒業(LL.M.)。ヤフー株式会社法務本部、アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社法務部ディレクター等を経て、2016年5月より現職。企業法務案件全般を幅広く取り扱っており、特に、社内弁護士としての経験を踏まえ、日々発生する企業内の法務・コンプライアンス案件全般について、事業者・依頼者の視点も併せ持つて対応できることに強みを有する。

《開催にあたって》

民法の債権関係の規定(契約等)が、民法制定から約120年間ぶりに大きく改正されました(平成29年6月2日(法律第44号))。この改正は、民法制定後の社会・経済状況の変化に対し、取引の基本法である民法の規定を対応させるためになされたものです。併せて、従来の条文からは読み取れなかった民法の基本的なルールが明文化されました。施行は2020年の予定ですが(2017年6月2日から3年以内)、企業において、日ごろ契約実務に携わっている皆様においては、何が変わったのかを確認するとともに、自社においてどのような対応が必要か予め検証しておく必要があります。例えば、契約書雛形はすぐに変更できるものではなく、施行日をまたぐ契約はどう規律されるのかなど、施行後に対応を始めては間に合わないものもあります。本セミナーでは、主として企業の契約実務に与える影響との関係で改正民法を解説致します。

《申込方法》 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

*申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

■受講料:1名(税込・資料代含)

正会員	34,560円(本体価格32,000円)	一般	37,800円(本体価格35,000円)
-----	----------------------	----	----------------------

171649-0303(※) 『改正民法』が企業の契約実務に与える影響			
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属	職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

- 申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- ※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])
- ※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。
- お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail:tamiaki@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

『改正民法』が企業の契約実務に与える影響

10/24
(火)

13:00

1. 契約に関する基本的な諸問題

- (1) 契約自由の原則の明文化とその内容
- (2) 意思表示に関する改正事項(特に錯誤について)
- (3) 契約の成立に関する規定の整序
- (4) 履行不能の取扱いに関する基本的なルールの変更、履行請求権
- (5) 債務不履行に対する救済措置の変更点(損害賠償、契約解除)
- (6) 危険負担に関する変更点
- (7) 契約実務への影響

2. 定型約款

- (1) 従来議論
- (2) 「定型約款」の意義
- (3) 定型約款が契約内容とみなされる要件(組入要件)
- (4) 不当条項・不意打ち条項規制
- (5) 定型約款の変更
- (6) 契約実務への影響
 - ア 定型約款が適用される範囲
 - イ 定型約款に該当しない約款の取扱い
 - ウ 企業が対応すべき事項

3. 売買契約(特に従来担保責任について)

- (1) 他人の権利の売買における売主の義務
- (2) 売買契約における契約不適合とその救済措置
 - ア 追完請求権
 - イ 追完請求に関する諸問題
 - ウ 契約解除、損害賠償請求
- (3) 危険の移転
- (4) 契約実務への影響

4. 請負契約

- (1) 請負契約における契約不適合とその救済措置
 - ア 修補請求権
 - イ 修補請求に関する諸問題
- (2) 請負人の報酬請求権
- (3) 契約実務への影響(特に無体物を目的とする取引への影響)

5. 委任契約

- (1) 委任に関する変更内容
- (2) 契約実務への影響

6. 消費貸借契約

- (1) 諾成契約としての消費貸借契約の導入
- (2) 契約実務への影響

7. 質貸借契約

8. その他の契約類型

9. 施行期日、経過措置

- (1) 施行期日をまたぐ契約に対する規律
- (2) 施行前における新法対応

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。
※講師とご同業の方のお申し込みはお断りする場合がございます。

17:00